

官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会  
第1回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 回 官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 18 年 10 月 13 日（金） 13:30～15:40

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

（ 1 ）実施要項素案の審議

アビリティガーデン

私のしごと館

（ 2 ）その他

3 . 閉 会

< 出席者 >

( 委員 )

樫谷主査、齊藤委員長代理、小林委員、佐藤専門委員、原専門委員

( アビリティガーデン関係 )

< ( 独 ) 雇用・能力開発機構 >

木谷宣昭業務推進部次長、奥田康訓練計画課調査役

鈴木一光総務部次長、野木秀政総務課課長補佐

土田重敏経理部契約課課長補佐

< 厚生労働省 >

畑俊一職業能力開発局能力開発課課長補佐

( 私のごと館関係 )

< ( 独 ) 雇用・能力開発機構 >

長田雄三雇用管理部キャリア形成課長、川畑伸一課長補佐

鈴木一光総務部次長、野木秀政総務課課長補佐

土田重敏経理部契約課課長補佐

< 厚生労働省 >

前田弘一職業能力開発局育成支援課課長補佐

( 事務局 )

福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、  
野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

榎谷主査 それでは、定刻となりましたので、第1回の「入札監理小委員会」を始めたいと思います。

本日は、監理委員会の委員に加えまして、専門委員として、佐藤長英弁護士と原正紀ジョブカフェ・サポートセンター代表に御出席いただいております。よろしく願いいたします。

小委員会での審議を行うに当たりまして、本委員会の趣旨と審議の日程などにつきまして、事務局から簡単に御説明いただきたいと思います。

徳山企画官 それでは、初回の小委員会ですので、趣旨と審議日程につきまして、簡単に説明させていただきたいと思います。

入札監理小委員会は、実施要項の案の策定についての調査検討を行う目的で設置されるものです。

資料1というペーパーがあるかと思いますが、それに沿って説明いたします。

本小委員会は、策定に関する調査検討を行うものとして、先月の監理委員会の本委員会で設置が決まったものでございます。これが事実上の会合でございます。統計などに見られるような部会という形ではございません。したがって、ここで何が決定するものではなく、ここでの審議経過を報告して、決定は本委員会で行うといったものでございます。本委員会は、公共サービス改革法の第9条第5項及び第14条第5項に規定する実施要項の議を経る形をとります。

「2. 審議事項等」といたしましては、閣議決定である基本方針の別表に対象事業を定めますので、事業の実施要項の素案の提出を、関係する国の行政機関から受けて、こちらで審議をいたします。

今回、9月5日の基本方針では、そこにあります五つの事業を、来年4月からの開始という形で決めましたので、5本の実施要項を当面審議いたします。

五つを申し上げますと「人材銀行事業」「キャリア交流プラザ事業」「求人開拓事業」「アビリティガーデンにおける職業訓練事業」「私のしごと館における体験事業」でございます。

本日は、アビリティガーデンと私のしごと館の関係の実施要項を審議する予定でございます。次回10月20日は、残りの三つの審議を予定しております。

なお、統計関係につきまして、科学技術研究調査の関係の実施要項が近々決まって出てくることになっております。ただ、詳しい案の内容及び実際のタイミングにつきましては、後日報告申し上げたいと思います。

事務局からは、以上でございます。

榎谷主査 よろしいでしょうか。何か確認したい事項、御質問などがありましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

それでは、実施要項の案につきまして、審議を開始したいと思います。

(アビリティガーデン関係者入室)

榎谷主査 それでは、雇用・能力開発機構のアビリティガーデンにおける職業訓練事業に関する実施要項の案について、御説明をお願いいたします。

説明は30分程度で、要領よくお願いしたいと思います。

畑課長補佐 厚生労働省の畑です。

まず最初に、私から今回対象になっておりますアビリティガーデンと六つの訓練の位置づけについて、簡単に説明してから、実施要項に入りたいと思います。

お手元の「資料A」としてお配りいただいております2枚ものに基づきまして、簡単に施設の概要等を説明させていただきます。

そもそも職業訓練についてでございますけれども、国は雇用対策の一環としまして、職業訓練を実施しておるわけでございますけれども、具体的な運用については、すべて独立行政法人の雇用・能力開発機構で行っていただいております。訓練を行うための施設としまして、各地に公共職業能力開発施設を設置しております。この一つが、今回対象になっておりますアビリティガーデンという施設でございます。いわゆる訓練校でございます。

ただ、アビリティガーデンにつきましては、普通の訓練校と違しまして、資料Aの「2 設置趣旨」にございますように、我が国のホワイトカラーの職業能力開発に関します総合的・中核的な拠点として設置されておる。特に訓練コースの開発、試行実施、その後の民間に対する普及啓発といった訓練コースの開発を主に担当しておる職業訓練校という位置づけでございます。

具体的に、この施設の中でやっております事業の概要でございますが、3にありますように「(1) 研究開発」でございます。これはホワイトカラーに関します高度かつ実践的な訓練コースを、毎年度、産業界と連携しながら共同で開発しております。実績といたしまして、昨年度で26の訓練コースの開発を行っております。

「(2) 職業訓練の実施」は「在職者向けの訓練」と「離職者向けの訓練」でございますが、いずれにしましても、の研究開発をしたコースにつきまして、実際にやってみる。試行実施した結果、まず改善すべきところを直して、よりよい成果物にしていくのが、訓練のもう一つの目的でもございます。

「在職者向け訓練」につきましては、17年度の実績で、79のコースを実施いたしまして、1,885人に受講していただいております。同じく「離職者向け訓練」も9コースの種類でした。こちらにつきましては、662人に受講していただいております。

「(3) 情報提供・相談援助」といった複数の機能を持った職業訓練校として、設置されてございます。

次に「資料B」でございますが、今回「市場化テスト」の対象といたしまして、アビリティガーデンが挙がりましたが、この中での訓練コースが対象になったわけでございます。

「1 対象事業について」ということで(1)にございますように、今回は御案内のとおり、規制改革・民間開放に関します第2次答申を踏まえて、今年3月に3か年計画の再改定が行なわれたわけでございます。この計画の中におきまして、第2次答申の内容を踏

まえまして、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した12コースのうち、6コースについて「市場化テスト」の対象にするとされたところでございます。

6コースにつきましては「2 対象コースについて」の(1)としまして、今年度のアビリティガーデンにおけます在職者訓練の計画を書いております。訓練コースを開発するに当たって、開発の手法から在職者訓練も大きく二つの形態に分かれるところでございます。「業界共通型」「業界特化型」と呼んでおります。

訓練コースを開発するに当たりまして、全産業、業種横断的な共通課題に着目しまして、課題解決を目指す訓練コースとしまして開発したものが、業界共通型と呼ばれるものです。こちらにつきましては、今年度46のコースを実施する予定でございます。

2つ目は「業界特化型」ですが、こちらは特定の産業界と連携しながら、業界業種の抱える問題に対応したコースとして開設したもので、今年度につきましては、45コース実施する予定でございます。

今回、対象となる6コースにつきましては、18年度に実施いたします業界共通型の46コースの中から、実際に訓練を開発してから5年を経過する12コースのうち、定員充足率等を勘案しまして、ニーズの高い6コースを今回「市場化テスト」の対象にするという趣旨でございます。

私からは、以上でございます。

奥田調査役 それでは、私、奥田の方から、アビリティガーデンにおけます民間競争入札の実施要項案につきまして、説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料の1ページ「1 趣旨」でございますが、先ほど話がありましたように、公共サービス基本方針に従って定めるということが趣旨でございます。

「2 市場化テスト評価委員会の設置」でございますが、これにつきましては、実施要項の定めによりまして、必要に応じて、外部専門委員の活用を図ることがございますので、機構の方で市場化テスト評価委員会の設置を行いまして、その中で落札者の決定から事業の評価に至る、全般的な評価を行うということで設置しております。

法の第14条の第5項に、民間の実施要項の実施についてございまして、この中で定めることが明記されておりますので、それに従いまして、ここから明記してございます。

その中で、職業訓練の詳細な内容及び実施に当たりまして、確保されるべき職業訓練の質でございますけれども、1つ目は政策目的でございます。

先ほど話がありましたように、ホワイトカラー職種の能力開発を目的に、さまざまな業種、業界特有の課題や共通のテーマについて、必要とされる職務遂行能力や人材育成に関します情報の収集・分析を行いまして、仕事の変化に対応できる人材や、企業を超えて通用する人材を育成する在職訓練を開発、施行してございます。

これが趣旨でございます。

2ページでございますけれども、先ほどから話がありましたように、一定の期間を過ぎ

た場合について、14ページの別添1「在職者訓練コース」に掲げております。

「1 管理職のための『成功する目標管理(MBO)の実践的展開』」でございまして、この中にありますように、6項目の在職者セミナーにつきまして、今回「市場化テスト」に開放する形でございます。

2ページに戻っていただきまして、6コースにつきまして、今回「市場化テスト」民間に委託します。6コースにつきましては、すべて生涯センターの施設、設備を活用いたしまして、実施していただきます。

「(2)職業訓練事業の事業内容等」でございすけれども、対象者は在職者訓練で、なおかつ管理職の方を対象にさせていただきます。

「ロ 職業訓練事業の規模」は、先ほどの6コースにつきまして、1コース当たり定員15名で実施していただきまして、これを年2回いたします。延べ12コースで、総定員は180人という規模で実施していただきます。

「ハ 職業訓練事業の実施時期」は、平成19年4月から平成20年3月31日までの1年間でございまして、9時から22時の間で柔軟に設定していただく形でございます。

「ニ 職業訓練事業の実施に係る留意事項」といたしまして、生涯センターが開発いたしました、先ほどの在職者訓練の6コースにつきまして、資料の15ページを見ていただきたいと思っております。これが6コースにつきます。在職者訓練コースの開発企画書です。ここの企画書でコースの背景やねらいを提案してございます。

それに対しまして、21ページの別紙3でございすけれども、背景におきまして「教科の細目」を示してございます。

27ページの別紙4になりますけれども、それに対してのカリキュラムの指導例や指導のポイントを示す形をとっております。ですから、生涯センターが開発いたしました企画書、コースカリキュラム、指導例をすべて提供していく形でございます。また、生涯センターが既存で使っておりますテキストにつきましても、使用を希望する場合には、提供していきます。

2ページの(ロ)でございすけれども、教育訓練給付金の対象となります教育訓練講座の指定を受けないこと。

3ページになりますけれども、キャリア形成促進助成金のうち、訓練給付金や職業能力開発支援促進給付金というものの助成対象にはならないということでございます。

講師関係でございすけれども、一度提出した企画書に記載された講師につきましては、その後の変更を一切認めないという形にしております。また、落札者が決定した場合は、講師履歴を提出していただく形をとってございます。

先ほど見ていただきました訓練コース、カリキュラムを参考にいただきまして、平成20年3月31日までに終了していただきまして、1回当たり連続2日とし、合計の訓練時間が12時間以上で実施していく形でございます。

(ト)でございすけれども、民間の方の積極的な周知・広報を年2回いたしますので、

人気がございましたら、2回目などに募集が多くなります。15人を超える場合、上限は20人になりますけれども、総定員で240人までインセンティブを設けております。

(チ)でございますけれども、契約期間中にありましては、問い合わせ等の体制整備を図っていくことをお願いいたします。

「ホ 満足度等に関するアンケート調査の実施」でございますけれども、これにつきましては、受講の2日目の最後に、受講者用アンケート用紙で満足度調査を行うものでございます。また、事業主の方につきましても、訓練終了後1か月経過した時点で、受講者用アンケートをAGの方から送りまして、答えていただく形でございます。

4ページ「(3)職業訓練事業の実施に当たり確保されるべき質」でございますが、これにつきましては、先ほどの受講者のアンケート調査におきまして、80%以上の方から役に立ったと評価を受けるように、お願いしたいと思っております。

また、事業主の指示によりますアンケートにつきましても、80%以上の事業主の方から、よかったという評価を得るようにしていただくことが、確保されるべき質でございます。

先ほども申しましたように、生涯センターが開発いたしました企画書やカリキュラム、指導例、テキストを参考にさせていただきまして、背景、ねらいは、それぞれに沿ってやっていただき、カリキュラムを提案していただく形をとっております。なおかつアンケート調査で80%以上の方から、役に立ったと評価を得るということでございます。

創意工夫の発揮の可能性でございますけれども、先ほど申しましたように、対象者が管理職で、訓練時間が12時間以上ということ以外は、カリキュラムの中で新しく提案した形でございます。

4ページの「4 職業訓練事業の委託期間」でございますけれども、これにつきましては、1年間ということでございます。先ほどから申しますように、1コース当たり連続2日の12時間コースでございます。これを年2回実施してまいります。AGの在職者訓練におきましても1年間で、次年度に内容を見直していく形をとっておりますので、実施期間は1年とさせていただきます。

4ページ「5 民間競争入札に参加する者に必要な資格」ということで(1)につきましては、法第10条、該当する者でないことということで、明記させていただいております。

それ以外に、今回、追加された参加資格は5項目ございます。機構の予算決算及び会計令第70条が当該契約を締結する能力を有しない者とか、第71条でございますけれども、契約の履行に当たりまして、不正な行為をしたもの、公正な競争の執行を妨げた方は該当しないということが1つ目でございます。

機構の一般競争参加資格の業種分類におきましては、今回のセミナーに関して、その他の役務ということでございますけれども、それぞれA、BまたはCの格付に対して要件を出していただいております。

過去5年おきましても、類似の実績を有している方であれば構わないということでございます。



また、仕様書に記載された内容を的確に遂行していただきまして、完了期限までに実施・完了することができるかどうかを判断するための項目を盛り込んでいただきまして、これは機構の通常の一般的な内容でございまして、機構が実施する一般競争入札においても、必要かつ最小限のものとして、参加者に示してございます。

4 ページの下になりますけれども「6 民間競争入札に参加する者の募集」でございませう。

5 ページの上でございませうけれども、実施要項が決まりましたら、入札公告を 11 月ごろにするという前提で日程を入れております。入札公告をいたしまして、その後、A G の現場で入札説明会、現場説明会を実施する。質問の期間を設けまして、入札の提出期限を設けている。その後、機構の評価委員会の中で評価をしていただきまして、開札、契約、そして業務の引き継ぎをする形のスケジュールを組んでおります。

「(2) 入札実施手続」でございませうけれども、参加する者は、入札金額の記載をした書類と総合評価のための企画書を提出していただきます。これは仕様書に明記しておりますけれども、七つの様式で企画書を提出いただきます。

その中で、口の(イ)の「a 事業実績等」「b 組織体制(責任者及び事務担当者の配置)」がございませう。

「(ロ) 訓練内容等」は、先ほどから申していますように「a 訓練の対象者」はだれですかとか「b 訓練期間及び訓練時間」は何時間ですかとか「f 訓練コースのカリキュラム」の内容などを提示いただきまして、企画していきます。

「7 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定」は、「(1) 評価の方法」でございまして、6 ページにありますけれども、一つは「イ 必須項目審査」で、目的に沿ったものであるかどうか、実行可能かを審査します。

その中で「(イ) 訓練環境等(組織体制)」訓練指導体制の訓練全般にわたりまして、責任者を配置できるかどうか、1 つ目でございませう。また、対象者が在職者であるかどうか、ございませう。

訓練時間が 1 年間で終わりまして、連続 2 日の最低 12 時間以上であるかどうか、ございませう。

カリキュラムにつきましても、仕上がり像など、要は企画書に沿ったものであるかどうかということ、ございませう。

「ロ 加点項目審査」につきましても、220 点を設けておりまして「a 事業実績等」の中で、過去の実績があったかどうか。

「b 組織体制」で、実際 2 日連続でやる当日に、担当の方を置いていただいておりますか。

「(ロ) 訓練内容等」につきましても、事前に詳細な内容をホームページ等で提供できるかどうか。また、先ほど申しましたように、A G のテキストを使うのか、自ら作成したものを使うかどうか、副教材を使いますかなどです。

7 ページにありますけれども「d 訓練コースの実施」に当たりましては、どんな訓練技法を使っていくかという中身でございます。

「e 訓練修了後のフォローアップ体制」を設けていくかどうか。

講師の資格の方がどういうものを持っているかどうか。

補助職員を置いているかどうか。

こういうもので、加算していきたいと考えております。

7 ページの「(2) 落札者の決定」でございますけれども、これにつきましては、評価の基準に沿いまして、参加者から提出された書類をすべて評価していく形でございます、競争の参加資格をすべて満たしております。

先ほど申しました上記の(1)の評価方法におきまして、明らかにしてやっていく形でございます。機構の会計規定の第3条の規定に基づきまして、予定価格の範囲内であるかどうか。また、企画書の各評価項目の得点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た評価点の一番高い方1者を落札者決定といたします。

この評価につきましても、機構の市場化テスト評価委員会の意見を聞くものとしております。

また、決定した後につきましても、落札者の氏名や名称、金額、内容につきまして、公表する形をとっております。

7 ページの下から8 ページになりますけれども「(3) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い」につきましても、再度、審査内容を見直しまして、公告する形をとっております。

「8 職業訓練事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示」については、42 ページの別紙7「従来の実施状況に関する情報開示」でございます。先ほどから申しておりますように、こちらは在職者訓練の6コース分だけの金額でございますので、17年度は6コースだけを年に2回しますので、合計12回する前提でもって実施した場合「人件費」が84万円「物件費」が30万3,000円「委託費等」が308万6,000円で、総額が423万7,000円というコストでございます。

43 ページでございますが、これは6コースだけを実施している人員でございます。17年度で申しますと0.0885人ということです。生涯センターの中では150コースやっております、あくまでもそのうちの6コースでございますので、こういう人数になってございます。

44 ページでございますが「3 従来の実施に要した施設及び設備」でございます。これは46 ページでございますけれども、6コースを実施した教室と、それに使いました設備を示しております。すべて無料で使っていただけます。

「4 従来の実施における目的の達成の程度」でございます。これにつきましては、先ほど申しましたように受講者の満足度のアンケートがございますけれども、17年度におきましては、6コース分のパーセントですけれども96%、事業主に対しましては91%の方が

らよかったと評価をもらっています。

「5 従来の実施方法等」は一番最後のページでございますが、従来 of 在職者セミナーの実施方法、講師依頼から最後の事業主アンケートまでをフローチャートで示してございます。

8 ページに戻っていただきまして「9 報告すべき事項等」でございます。これにつきましても、6 コース分の応募者数、受講者数、アンケート集計結果を、翌月 5 日までに機構へ報告していただきます。また、収支の関係につきましても、半年に 1 回機構へ報告していただく形をとってございます。

満足度調査のアンケートにつきましても、機構が定める方式でもって実施していただきます。また、アンケート用紙についても、そのあと機構に引き渡していただく形でございます。

訓練中の事故等の防止や安全性についても、十分配慮していただきまして、事故が起これば、速やかに報告していただきます。

報告いただいたものにつきましても、半年に 1 回公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告する形にしております。

事業の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認める場合は、事務所等に立ち入って調査することができる形をとっております。

9 ページの「(3) 指示」でございますけれども、委託事業の適正かつ適切な実施を確保するために必要があると認める場合には、必要な措置をとるべきことが指示できると明記しております。

「10 個人情報の管理」につきましては、受講生の名前や名簿がございまして、そういう個人情報の管理につきましても、適切な管理をしていただくことと明記しております。

訓練に関しまして、知り得た法人の情報につきましても、適切な管理をしていただくことと明記しております。

「11 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等」ということで「(1) 再委託の禁止」「(2) 委託内容の変更」「(3) 職業能力開発関係法令の遵守」「(4) 受講者募集の協力等」。10 ページになりますけれども「(5) 安全衛生」「(6) 契約の解除等」につきまして、明記している。

「(7) 権利の譲渡等」「(8) 権利義務の帰属」につきましても、明記をいたします。

11 ページになりますけれども「(9) 記録」についても、過去 5 年間残していただく。

「(10) 会計の経理」についても、区分経理をしていただく。

「(11) 帳簿、書類」についても、過去 5 年間保存していくとしております。

「(13) 民間業者への業務引継ぎ」も実際にするという形で、明記しております。

「12 損害賠償」に関しまして、職業訓練事業を実施するに当たりまして、第三者に損害を加えた場合は、契約書に明記しておりますけれども、損害賠償に関しまして、民

間事業者が負うべき責任に関して定めてございます。

12 ページ「13 職業訓練事業の実績評価」でございまして、先ほど申しましたように、翌月 5 日までにそれぞれの状況を報告していただく形をとっている。また、収支に関しましても、半年に 1 回とっております。最終的には、平成 20 年 3 月末日時点におきまして、状況を調査する形でございますけれども、毎月とっておりますので、速やかに実施できる形でございます。

調査内容は(3)にございますように「イ 在職者訓練コースの定員」「ロ 応募者数」「ハ 受講者数」「ニ 受講者数と訓練時間数の乗(延べ訓練人時間)」「ホ 受講者に対する受講後のアンケート集計結果」「ヘ 事業主の指示による訓練を受講した場合における、事業主に対する受講後概ね 1 ヶ月経過した時点でのアンケート調査の集計結果」「ト 訓練実施経費に係る支出額及び収入額」でございまして。こういうものを調査いたします。

また、これにつきましても、機構に設けております市場化テスト評価委員会の意見を聞きまして、報告する形をとらせていただいております。

「14 その他実施に関し必要な事項」は「(1) 監督体制」でございまして、機構本部にそれぞれ責任者を置く形をとらせていただきます。

13 ページでございましてけれども、対象の公共サービスの内容が会計検査院法に該当しますので、実地の検査を受けたり、機構を通して、資料・報告書等の提出を求めることがあることを明記してございます。

以上、簡単でございましてけれども、説明させていただきました。

榎谷主査 ありがとうございます。時間ちょうどに終わっていただきまして、ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見のある委員につきましては、御自由に御発言願いたいと思います。なお、時間の制約がございまして、本件につきましては、14 時 40 分頃までとします。

小林委員、どうぞ。

小林委員 幾つか教えていただきたいところがあります。

4 ページ目の質の評価についてですけれども、後ろの方のアンケート用紙を拝見しますと、80%以上の受講者から役に立った旨の評価、集計結果だと思えます。役に立った 80%は、人数の比なのか、それとも別の指標なんですか。このアンケートにある「役に立った、よかった、活かせる」といったところを、点数化することで測定するんですか。口のところも同じなんですけれども、事業主で 80%以上が役に立ったと評価するところです。それはどういうふうに質を測定するお考えなのかということが 1 点目です。

2 点目は、5 の「(5) 過去 5 年間に職業訓練事業と同等の類似実績を有している者であること」と書いてありますけれども、これの具体的な基準は何かということです。

「(6) 完了期限までに仕様書に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること」の「証明」というのは、どういうふうに証明するの

かということです。

3点目は、6ページ目で「イ 必須項目審査」と「ロ 加点項目審査」があるんですけども、特に加点のところは220点分の加算点とございます。そこは過去の事業実績からみて見込まれるとか、いろいろ書いてございますけれども、加点の評価基準はどういう考えかということです。

以上の点をお願いいたします。

榎谷主査 説明をお願いします。

木谷次長 一番初めは、アンケートのお話でございますけれども、これは受講対象者から回収したアンケート数を母数にしまして、その中で、役に立ったと言った方々の回答を分子として、80%を目指します。

これにつきましては、私ども機構の中期計画の中で、役に立ったという回答を80%以上にしようということで、在職者訓練の達成目標にしております。併せて、事業主につきましても、1か月後に調査を行いまして、役に立ったという回答を80%以上にするという目標が中期計画で示されまして、現在アビリティガーデンでやっている方法を適用させていただいたと考えております。

2点目は、過去5年間に職業訓練と同等の類似業務でございますけれども、あえてこういう項目を追加したのは、そういう訓練業務と類似の業務があった場合に、参加しやすくする。例えば2～3年よりも、5年に幅を広げて、その間に類似業務があったら、事業者についても参加対象にしているのではないかとということで、幅を広げてございます。

土田課長補佐 証明なんですけど、これにつきましては、代表者の方から、仕様書に記載されることを、間違いなくやりますということで、確約ではないんですけども、一筆いただく形のものでございます。

木谷次長 6ページ目の加点の話でございますけれども、加点部分は民間の事業者の創意工夫という部分だととらえておりまして、これにつきましては、評価表をつくりまして、その中で事業実績なり訓練の技法、教材など7項目につき、10点から20点などの配分を行いまして、それぞれに加点するような用意をしています。

例えばこういった体制の中で、情報提供するかしらないか。するのであれば、そこに加点していこうということになります。また講師の関係であれば、講師の履歴や役職、教授や助教授には10点とか5点を配点していったって、どういう講師の方が選ばれたかということで、点の高低をつけて、企画のよさを競っていただくという趣旨でございます。

榎谷主査 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 創意工夫が加点の要素になるということなんですけど、カリキュラムはそちらでかなりしっかり固めてありますね。具体的に、民間事業者に対して、どういう創意工夫を期待なさっているんですか。

木谷次長 カリキュラムにつきましては、確かに今までやったカリキュラムなり指導案がございまして、これは事業者に提供していただく。ここでの訓練の目的なり仕上がり

合った方法であれば、どのような方法で考えられてもいいんだということです。

例えば講義につきましても、ただ講座式にやるものもあるし、オーバーヘッドを使うとか、ロールプレイまたはグループワークなど、さまざまなやり方があると思います。どうい方法でやっていきますかといった訓練方法は、ただ講義形式でやりますというよりも、講義にグループワークを加えるとか、副教材としてもオーバーヘッドを使うとか、そういうことがあれば、更に講義がアクティブになると思います。そういうことをお願いしてございます。

更に訓練についても、実際に身についたかどうかということがあると思いますので、修了時の確認試験もやっていただいて、もし期間内で足りなかったら、フォローアップの体制等をとっていただくことも、一つの工夫の中の評価になるのではなからうかといったことを、ここで書かせていただいております。

斉藤委員長代理 そうすると、職業能力をエンハンスするというテーマのターゲットとして、道具をどうするかなどよりも、民間の人が自分たちなりにやった方が、内容的にいいと思いますという提案は受けられないわけですね。拒否されるんですか。

木谷次長 内容的というお話がどの程度の話かわかりませんが、今のカリキュラムの中でも、教科の細目ということで、仕上がりが変わらない限り、新しい教科の科目を加えることができるのではないかと思います。

榎谷主査 よろしいですか。佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 実施要項の4ページのところに、先ほど小林委員からも御指摘があった80%という満足度の指標が出てくるんですが、アンケートの結果が80%という満足度を満たさなかった場合でも、業務の対価を減額することなく全額お支払いになるんですか。

奥田調査役 今のところは、成果といたしまして、それだけの金額がかかっているという前提でもって支払う。委託費で支払う形は考えております。

佐藤専門委員 先ほど資料で、現在の直営の満足度が96%と出ていて、その中で民間にやらせたら80%を下回るような満足度しか出なかったときに、入札で入れてくる価格をお支払いになるんでしょうけれども、それが現行の直営でやっているものよりも安いということで、満足度が大幅に20%程度下がったというような事態があったとしても、全額をお支払いになることについては、どういう説明をされるんですか。

つまり、80%の満足度を出してくださいと要求したら、それが業務要求水準であって、契約を締結したら、80%の満足度を出してくださいというのは民間側の義務なんです。普通は約束したことを果たさなければ、対価を減額せずに全額払うことはしないんです。そのところは、満足度も出なかったにもかかわらず払うことについて、このままの建付で、そもそも説明責任を持ちますかという部分が気になりました。それは、また御検討いただいた方がいいのかなという点です。

これは職業訓練の話なので、当然できるだけ多くの方に受けていただくことに意味があると思うんですけれども、例えば3ページのところの(ト)のなお書きのところを拝見し

ていると、応募者数が定員の5割に満たない場合には、機構と協議してコースの実施をとりやめることができると書いてあって、応募者がなかったのでとりやめましたという場合に、それでも業務の対価の全額をお支払いになるんですか。これは恐らくないんだろうと思います。

そこから先なんですけれども、入札価格をどう入れさせるかについて、先ほど資料の42ページ別紙7のところに「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、17年度直近の実績で423万という数字が出ています。

そこで、総額で入札価格を入れさせることをお考えなのか。つまり、このプロジェクトは、どう見ても、実施するコースの内容も、別紙に書かれているカリキュラム内容も物すごく詳細で、多分内容に関して余り外れたものが民間から提案されることは、それほど期待できないように見受けられるんです。

そうすると、民間は何を考えるかという、この仕事をとりようとする人は、質を落すかどうかは別にして、多分講師の単価を下げると思います。要するに、安い講師を使って、安く仕事を仕上げるぐらいしか、民間としては考えようがないのではないかと思うわけです。

先ほどのできるだけ多くの方に職業訓練を受けていただくという観点からすると、こういう場合、通常の民間であれば、講師の1受講者当たりの単価設定を行って、それに何人受講生を集めたかをかけ算をして、これだけ入札価格として入れます。要するに総額で評価するのか、単価で評価するのかという部分の観点がないと、多分講師の質によって、集まる人数が物すごく変わると思います。講師が魅力ある人であれば、受講生も増えるでしょうし、単価が高くなったということでのトレードオフの関係だとは思いますが。

入札価格の入れさせ方を、講師の単価という考え方はおとりならないんですかというのが、検討項目として指摘申し上げたい第2点目です。

先ほどの満足度の話と一緒に、受講者数が少なければ、業務の対価を減ずる方法としては、自動的に受講者数に1人当たりの単価を設定して、それに受講者数の人数をかければ、お支払いする金額は当然減るわけです。そういうような仕組みを入れた方がいいのではないのでしょうかという提案です。

奥田調査役 実施要項の中には入れてなかったんでございますけれども、昨日、事務局に提出いたしました仕様書の中では、実際の入札公告の手続のもっと具体的なところは、今、先生から言われましたように、1人当たりの単価に置き換えまして、それを入札単価の上限にしております。

これでいいますと、17年度は大体185人受けておりますので、1人当たりに換算すると、大体2万2,000円ぐらいになりますので、それを上限に入札単価にしておりまして、先ほど先生が言われましたように、実際に受講して修了した方、例えば15人申し込まれたんですけども、13人しか受けなかったといえ、13人かける単価を対価として支払う形をとっております。実施要項の中では、そこまで細かく書いていませんでしたが、考えておりま

す。

榎谷主査 よろしいですか。

佐藤専門委員 はい。

榎谷主査 原専門委員、何かございますか。

原専門委員 先ほどの質問と重複するところがあると思うんですが、冒頭の御説明で、なぜこの6コースかということ、割と人気の高いコースだというお話だったんですが、むしろ、人気の高いコースはうまくいっていると思えば、人気の低いコースを出して、民間のアイデアを募る方が妥当な気がしたので、これをお選びになった理由というのは、何かないというのが1つ目です。

創意工夫を要求するのであれば、カリキュラムをアレンジしていいものを出してきたケースをどのように評価されるのか。明らかによさそうだ、だけれども、提示しているカリキュラムからは逸脱している。こういったケースは加点しない、マイナスになるんでしょうか。この辺の判断のところを、どのようにお考えかということです。

3つ目ですが、経費のところを見ますと、もともと委託費でほとんどをやっていらっしゃる事業ですね。つまり、委託費が予算の中で非常に多いときに、もともとやっていたんですが、この委託は民間委託でしょうか。そうすると、もともと民間に委託してやっていたものを、今回半分ぐらい「市場化テスト」に変えていく。この辺はねらいとして、どの辺をどういうふうに変えたいとお考えなのかという、以上の三つをお聞きしたいと思います。

木谷次長 実施コースの件でございますけれども、これは実際にアビリティガーデンがいろいろな研究会をして、コース開発をした。そこで、数年メンテナンスしながら、実際に人気があり、かつ受講率も高いコースをつくったわけです。

これについては、先ほどのアビリティガーデンの役割としまして、コースは自らがいつまでもやるのではなくて、いいことはどんどん民間の方々にカリキュラム、その他を開放してやっていただいてもいいのではないかと。もうそういう時期が来たんだろうという考えがあったと思います。これについては、9月5日の公共サービスの基本方針の中でも決定されたので、所与の要件だと考えております。

カリキュラムが固まっているので、これ以上、修正のしようがないのではないかという話なんですけれども、確かにがちがちに固まっているようですけれども、やはり教育訓練の運営は、まだ余地があるのではないかと考えて、こういうことを評価の中で盛り込んでございます。

奥田調査役 委託費の関係でございますけれども、これは先ほども申しましたように、始めに調査研究ということでテーマを絞って、1年間調査研究をするわけでございます。その中に専門家の方にも入っていただきます。例えばその方が講師になっていくパターンも結構ございます。

委託費といいましても、これは講師の謝金が9割9分でございます、大学の先生方に



入っていただいたりとか、専門家に入っていて、企画書やカリキュラムをつくっていただきます。そのつながりで講師をやっていただくパターンがどうございまして、講師の謝金代でございます。一般的な、外部へ委託するという意味の委託費ではございません。

原専門委員 こういう研修コースをソフト資産と考えると、一つの著作権物になってくるはずですが、そういう前提で、今あるものをそのまま使ってもらおうというのは、機構さんに著作権があるものを、民間にそのまま使ってもらおうという考え方でよろしいんですか。

奥田調査役 今、申しましたように、1年間一緒に入って調査研究をして、テキストもつくっていく形でございまして、公共訓練でございますので、AGの施設、機構の施設の中でやる分には、使っていていいですということで、著作権が折半になってございます。それ以外は、すべて機構のものでございまして、情報提供、開放していく形でございます。

原専門委員 その開放というのは、この中だけですか。例えば民間が自社の施設で使うことは不可。そういう考え方ですか。

奥田調査役 テキストだけはそういうことでございますけれども、いわゆるノウハウをお持ちの民間のところではございまして、企画書やカリキュラム、カリキュラム指導例があれば、普通は専用のテキストができると聞いております。そういう意味でも、機構のテキスト以外にも、民間のノウハウがあればテキストも使えますということです。

先ほどの加算のところ、機構以外のテキストも提供できますという民間がございましたら、それは加算しますという意味でございます。

榎谷主査 よろしいですか。

原専門委員 はい。

榎谷主査 では、私の方から幾つか質問したいと思います。

3ページ、4ページのアンケートの件なんですけれども、これは今までと同じアンケートを使うのかということと、回収率はどうふうに見ているんでしょうかというのが一つです。

42ページのいわゆるコストの話なんです、下の方に計算根拠が書いてあります。

例えば今回はとりあえず1年間やろう。そうすると、教材の開発が出てくるわけです。そのための開発費は、結構かかるのではないかなと思うんですが、1年間だと回収し切れないのではないかなと思います。トータル446万8,000円の金額に決まるのか、それ以下なのか以上なのかわかりませんが、つまり6コースの教材を開発しなければいけない。副教材もあるといったときに、教材の開発コストをどう見ていらっしゃるのか。その辺は考えていらっしゃるのか、聞かせていただきたい。

募集は、会社がそれぞれ独自でやるわけですね。間接部門費は一応17万4,000円と挙げていただいているんですけども、いわゆる募集費的なものをどう見ればいいのか。

今の質問について、お答えいただきたいと思います。

奥田調査役 まずコストでございますけれども、これにつきましては、既に開発いたしました教材等は、既に終わっている形でございますので、すべて提供させていただきます。

創意工夫の総合評価落札方式でございますので、点数は加算になりますけれども、単価が少しずつ高くなる可能性はあります。

榎谷主査 ということは、既に開発済みの教材を持っていることが前提になるんですね。

奥田調査役 機構のものをすべて開放する形でございますし、総合評価落札方式でございますので、例えば機構のテキストを使っただけであれば、単価は安くなると思いますけれども、点数の加算はゼロ。自ら何かをつくって提案をしていけば、加算をいたしますということで、要は入札の上限と加算の関係が総合評価落札方式でございますので、バランスになってくると思います。

榎谷主査 そうすると、入札価格だけで決めるわけではないと思うんですが、同じ値段だったら自分の教材を使う方が点数は高くなるかと理解してよろしいんですね。

奥田調査役 はい。

募集に関しましては、一応募集もしていただく。これも仕様書の中には、もう少し細かく、何をしていたかというのを書いてあるんですけども、その中には自ら広報もしていただく形でございます。機構の方でも、18年度は150コースやっておりますけれども、それを切り分けてばらばらにするのは不効率になりますので、パンフレットやホームページで全体を広報いたします。ですから、自らもやっていただきたいということで提案しております。

榎谷主査 コストの情報の中で、いわゆるフロー、つまり開発済みのものを印刷すればいいんだという考え方があります。

当然、開発コストがかかって、5年使えるんだったら5分の1という話になってくるわけですね。そういうコストを見ないのは、フェアではないのではないかと思いますけれども、例えば機構の方でも、教材一つ当たりの開発コストはどのくらいかかっているのかなど、算出はされているんですか。されていないんですか。

奥田調査役 今のところ、しておりません。

斉藤委員長代理 もう少し教えてください。

スケジュールでは、入札公告は平成18年11月ぐらいの予定ですね。入札をなさるのは、平成19年1月か2月ごろですね。

奥田調査役 はい。

斉藤委員長代理 そうすると、カリキュラムの説明を聞いて、それに沿ったような自分独特のテキストを持ってこい。そうすると、加算してやるぞ。現実にはそんなこと実際にできないのではないですか。

奥田調査役 今までの機構のセミナーに関しましては、17年度と18年度は試行でやっております。この場合の施行は、すべて100%民間から提案していただきまして、それぞれこういうものをやりたいとか、いろいろやっていただいています。その辺は内部でも議論したんですけども、要はカリキュラムなどをすべて提案していきますので、そういうものを活用して、例えば教科書が作りたいたいのであれば、つくっていただくとか、自らあ

るものを少し変えて提案していただくということで、こちらは対応できると思っています。  
このスケジュールで大丈夫だと思います。

斉藤委員長代理 そうですか。

榎谷主査 そうすると、5年間で同等の類似実績は、今の開放するカリキュラムがありましたね。5年間のうちに、これをやってきた実績があること意味していると考えてよろしいんですか。

木谷次長 4ページの(5)の項目ですか。

榎谷主査 はい。同等というのは、何をもって同等というんですか。

木谷次長 社会人に対する教育訓練という部分で、職業訓練事業と同等でいいという具合に読ませていただきたいと思います。今、私どもが提案したようなコースをやったかやらないかというよりも、もう少し幅を広げて、社会人教育として職業に役立つ教育訓練があったかということで考えています。

榎谷主査 あと、アンケートの件はどうですか。

木谷次長 アンケートの様式ですか。

榎谷主査 今までやっていらっしゃったわけですね。それと同じものを使うんですか。

木谷次長 今はそのつもりであります。

榎谷主査 回収率は100%ですね。

奥田調査役 受講者の方は、終わった後にすべてやりますので、回収率がほぼ100%です。拒否されない限り、ほぼ100%でございます。

ですけれども、事業主の方はAGがすると明記しておりまして、17~18年度の「市場化テスト」の中で、民間から事業主にぱっと郵送されて、わからないときがあるんです。何だというふうになったりして、回収率が悪かったことがございますので、事業主につきましては、機構ですべてやるという形をとっております。AGでの回収率は50%程度です。

斉藤委員長代理 よくわからないので、もう一回教えてください。

加算220点の中で、そのまま御機構の教材を使えば、加算点ゼロですね。だから、何としてでも加算点をもらいたい人は、何らかの教材をつくっていききたいと勿論思います。そうすると、金がかかります。だけれども、勝つか負けるかわからないです。だから、どんなものを持ってこいとおっしゃっているんですか。

要するに、こういう考えだというのでよろしいのか、色刷りか何か知りませんが、ちゃんとプリントなされた完全なものを持ってこいとおっしゃっているんでしょうか。どうなんでしょうか。

奥田調査役 完全なものではなくて、構わないです。

斉藤委員長代理 考え方をまとめたようなものでもいいんですか。

奥田調査役 要は提案型ですから、いわゆる生涯センターがつくったテキスト以外のものを提案させていただきます。それで加算してあげますという程度でございます。

斉藤委員長代理 わかりました。

榎谷主査 小林委員どうぞ。

小林委員 1点だけ質問させていただきます。

3ページ目の(二)の講師の件で、原則としては「変更を一切認めない」と、ただし書きに書いてあるんですけれども、これは少しきつ過ぎないかということです。

先ほどの4ページ目で、「仕様書に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること」というところでは、確約というお言葉だったか忘れましたが、役務ができるということが確認できれば足りるとしているのに、講師について、変更を認めないとする必要があるのかなと思います。

奥田調査役 ここは、うちの方も間違っておりまして、仕様書の中では、先ほどのテキストと同じで、いわゆる部外講師などを雇っているのであれば、入札の段階では予定で、こういう先生をお願いしますという程度でございます。要は入札して落札して、業者がやるという段階でもって、先生と契約になるんです。1年間ありますから、1年間の間で希望の合う日に、契約する段階でもって明確にしてくださいとしております。

小林委員 違う質問をもう一つ。先ほどアンケートは同じものをお使いになるとおっしゃっていました。1年間の契約ですけれども、これは、例えば落札した民間事業者が、自主的にもっといいものにしたいという場合、自らがアンケート結果を利用できるんですか。これは多分機構が御報告、評価なさるために必要なアンケートだと判断しておりますけれども、民間事業者もこの情報を利用することができて、かつ自主的にアンケートを行うことは妨げないというスタンスでよろしいですか。

木谷次長 今のところ、民間の事業者もこのアンケートを見ることができます。この中で、自分たちの改善点も見つけることができるのではないかと考えております。今、先生が言われたように、新たなものをつくってどうするんだということは、発想していなかったもので、少しも考えておりません。

榎谷主査 ありがとうございます。

時間となりましたので、まだ質問があるかもわかりませんが、これで終了いたします。アビリティガーデンの実施要項の案につきましての審議は、本小委員会において、引き続き行うことになっております。

なお、本日質問することができなかった事項や確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、ありがとうございました。

(アビリティガーデン関係者退席)

(私のしごと館関係者着席)

榎谷主査 それでは、次に私のしごと館における体験事業の実施要項の案につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

少し遅れぎみでございますが、説明は30分程度ということで、3時15分までぐらいの間でよろしく申し上げます。

前田課長補佐 厚生労働省育成支援課の前田と申します。よろしくお願いたします。

近年、若者の離職率が高く、ニート、フリーター及び若年失業者の合計が約三百八十万人になるなど、若年者の雇用が大きな社会問題となっております。

こうした現状を放置した場合、若者の本人のキャリア形成の問題となるだけではなく、次世代を担う人材の確保が困難となり、ひいては経済社会に深刻な影響を及ぼすことがあります。このため、できるだけ早期から若年者が自分の将来や職業について考えていけるようなキャリア形成支援を行うことが重要な課題となっております。

そのためには、学校のみならず、企業、行政機関、地域社会などが連携しながら、生徒、学生といった早期の段階からさまざまな職業に触れるなど、勤労観や職業観の涵養の取組みを進め、生徒、学生自らがその適性に合った職業選択を可能としていくことが不可欠でございます。

私のしごと館におきましては、こうした取組みの一環として、学校のみで一括して提供することが難しい40職種の職業体験、約七百職種の体系的な職業情報、また職業適性検査などをワンストップで提供することにより、職業意識の形成、適職の選択からその後の職業生活を含めたキャリア形成を効率的、効果的に進めるための施設でございます。

平成15年3月30日のプレオープン以来、多数の方に御利用いただいておりますが、平成18年8月末までの延べ来館者数は117万人以上でございます。また、9月から19年度末までに全国から既に20万人を超える予約をいただいております。

昨今の厳しい財政事情を踏まえ、これまで運営経費について可能な限りの削減を進めてきたところでございますが、現状以上の運営内容の見直しによる削減はなかなか困難な面もございます。

したがって「市場化テスト」を活用することにより、より一層の経費の縮減やサービスの向上を図り、私のしごと館の政策目的を達成してまいりたいと考えてございます。

以上です。

長田課長 雇用・能力開発機構雇用管理部キャリア形成課の長田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほどのアビリティガーデンの実施要項につきましても、同じ法人内でのものがございますので、構成の順番は同じになっております。同じところにつきましては省かせていただいて、しごと館の体験の部分を中心にお話しをさせていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

1ページ目「1 趣旨」「2 市場化テスト評価委員会の設置」につきましては、先ほどのアビリティガーデンと同じでございますので、省かせていただきます。

「3 体験事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき体験事業の質」につきましても、今、厚生労働省の方からお話がございました、私のしごと館の設置目的等につきましても、そのキャリア形成を支援することを目的に、約四十職種のさまざまな体験機会の提供、職業への動機付けの機会を与える事業を実施しております。

このうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施しております職種以外の、13ページの別紙1をお開き願えればと思います。

「1 宇宙開発」「2 雑誌編集の仕事」「3 プログラマー」「4 CGデザイナー」「5 小型製品組立の仕事(玩具)」の5職種につきまして、法第14条、第15条によります公共サービス実施民間事業者へ委託するというところでございます。

委託を受けた民間事業者につきましては、しごと館の施設・設備を使用いたしまして、先ほど見ていただきました5職種の体験事業を一括して実施していただくと考えております。

更に、受託期間中の実施の職種ごとの体験利用者に対しまして、満足度等に関するアンケート調査を実施することといたしております。

「(2) 体験事業の事業内容等」でございます。

「イ 体験事業の対象者」につきましては、中学生、高校生、小学生、大学生も入れた若年者を対象とさせていただいております。

「ロ 体験事業の規模」につきましては、先ほどの13ページに出ております宇宙開発を始めといたします各定員、1日の時間、回数、開館日というか、その職種をやる日数を規模とさせていただいております。

「ハ 体験事業の実施時期」でございます。

体験の実施日及び時間帯につきましては、平成19年4月1日～平成22年3月末日までのしごと館が定める職種ごとの開館日数及び開館時間帯とすることにしております。

別紙2の14ページをお開きいただければと思います。

「平成19年度 体験開催計画」といたしまして「宇宙開発」は304日。

「雑誌編集の仕事」は173日。

「プログラマー」は171日。

「CGデザイナー」は303日。

「小型製品組立の仕事(玩具)」は304日という計画を立てさせていただいております。

「ニ 体験事業の実施に係る留意事項」でございます。しごと館が開発いたしました26ページの別添1をごらんください。

先ほど申しました5職種のそれぞれの体験職種ごとに「体験マニュアル」をしごと館で作成したところでございます。これを参考にいたしまして、体験事業を実施するというのが一つでございます。

民間事業者が開催日以外に体験事業を実施する場合は、事前にしごと館と協議の上、しごと館が必要と認められた実施日、時間帯で実施することができるということでございます。

平成20年度以降につきましては、平成19年度の内容に準拠するという形で考えております。開館日数日というのが、原則月曜日を休館日にさせていただいております。月曜日の日数によって若干変わって来たりしますので、とりあえず304というのが基準という形

にさせていただきます。

「ホ 満足度等に関するアンケート調査の実施」でございます。

体験終了後に体験利用者に対しまして、21 ページにございます「私のしごと館 体験利用者アンケート」用紙によりまして、満足度調査を行うこととしております。

「ヘ しごと館との連絡・調整」でございます。

民間事業者としごと館は、それぞれ担当者を定めまして、円滑な業務の実施に必要な連絡・調整を図るとというのが一つの留意事項でございます。

次に「(3) 体験事業の実施に当たり確保されるべき質」でございます。

先ほど申しました体験終了後のアンケート調査の集計結果は、80%以上の利用者からよかった旨の評価を得ることとしております。これは、先ほどのアビリティガーデンでもお話があったと思えますけれども、しごと館の行う体験事業につきまして従前よりアンケート調査は行ってございまして、サービス利用者の80%以上からよかったという満足度の数値がございます。これは、機構の中期目標、中期計画となっていることから、しごと館と同様の目標を果たすということで確保される質ということで、民間事業所に求めるものでございます。

ロ 体験利用者実績数が規模を上回る場合でございます。

インセンティブの話になるかとは思いますが、インセンティブとして民間事業者の創意工夫や独自の集客方法等によりまして、利用者が増えることを想定してこれをつくらせていただいております。委託金額計画額から落札した契約金額を差引いた額の範囲内で、次の報奨金を年度ごとに支給します。

その金額につきましては、まず一番下に書いています「A = 」は入札予定価格から契約金額を引いて、後ほど申しますけれども、一括して3年間契約いたしますので、その年度ごとで考えますと、3で1回割って、その報奨金をとりあえず出してみる。そこから全職種の体験利用者実績数が体験事業者の延べ定員に比べての増加割合によりましてインセンティブを出すと考えております。

「4 体験事業の委託期間」でございます。

これは、先ほど申しました、平成19年4月1日～平成22年3月末日までと考えております。

「5 民間競争入札に参加する者に必要な資格」につきましては、アビリティガーデンと同じでございますので、省略させていただきます。

「6 民間競争入札に参加する者の募集」ということで、今のところまだ日にちが決まっておられませんけれども、一応、目安のスケジュールといたしまして、11月から来年の3月までにかけて、それぞれの項目につきまして実施を行い、スムーズに4月から委託ができるようなスケジュールにしていきたいと考えております。

「(2) 入札実施手続」でございます。

「イ 提出書類」につきましては、総合評価を考えてございまして、体験事業実施に具体

的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（企画書）を提出することといたしております。

「ロ 企画書の内容」といたしましては、企画提案の内容が明らかにされる業務の質に関する評価を受けるための次の事項を記載することとする。

大きくは、一つ「（イ） 基本的事項」。

ここには、事業の実績、管理・組織体制、指導員等の研修計画を入れていただきたい。

「（ロ） 体験事業内容等」。

実施時期、体験時間、受け入れ体制、規模、マニュアル、実施体制の経歴等、実施方法等も入れていただく。これはアンケートも含めてでございますけれども、終了後の検証もしていただく。

「（ハ） 市場化テストの実効性を確保するための能力等」ということで、事業の実施に当たりまして、創意工夫がされているかどうか、より効果が期待される提案であったかどうかということ企画書として提出していただくと考えております。

この企画書でございますけれども、先ほど申しました「体験マニュアル」を参考に、若年者の職業意識啓発というねらいに沿った事業所の創意工夫の体験内容を企画してもらうということで、特段、その中身について制約を設けているつもりではございません。

具体的に、より良質かつ低廉な体験事業を実施するための事業規模、実施日、時間帯というものにつきまして、民間事業者から希望があれば、協議の上、実施ができるようにしていただきたいと考えておりますし、働く意欲や能力を高める等の、先ほど申しました職業意識啓発が効果になる体験、広報等につきまして、創意工夫ある提案をしていただければと考えております。

「（１） 評価の方法」でございます。

落札者を決定する評価は、先ほど申しました企画書の内容が体験事業の目的に沿った実行可能なものであるかどうかという必須項目の審査。また、効果的なものであるかは加点項目として行うことといたしております。

「イ 必須項目審査」につきましては、基礎点といたしまして50点を（イ）で20点、（ロ）のaで15点、bの「体験マニュアル」で15点と考えております。

「ロ 加点項目審査」につきましても、50点を予定しておりますので、次の（イ）a、b、c、（ロ）a、b、c、d、それぞれ各5点を考えております。

「（ハ） 市場化テストの実効性を確保するための能力等」だけは、ほかのものとは比べて違い、10点にさせていただいております。これは「市場化テスト」の実効性を確保するための能力を加点の審査項目の配点の重点を持ってきているということで、ここを10点にしているところでございます。

「（２） 落札者の決定」につきましては、同じでございますので省略させていただきます。

「８ 体験事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、22ページ



の別紙 4 でございます。お手元に差し替えの分が行っておりますでしょうか。

22 ページ「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、平成 17 年度におきましては、人件費、委託費の合計の 4,336 万 4,000 円を支出しているところでございます。

23 ページから、人員、施設及び設備等につきまして、それぞれ別紙 4 に掲載させていただいております。

「9 報告すべき事項等」の「(1) 報告」でございます。

民間事業者は、次の(イ)から(ニ)の報告関係につきまして、定期的に機構に報告する。必要に応じて、機構から求められた場合にも同様に報告するとしております。

「(イ) 勤務体制表」は、開始前月までに、毎月の体験指導員の人員配置と勤務体制表としてこれを機構の方に報告してもらう。

「(ロ) 事業報告書」は、日報、年次末報告書。

「(ハ) 職種ごとの利用者数の報告(毎日)」。

「(ニ) アンケートにより満足度調査報告(期間中は毎日)」。これは、現状でいきますと、四半期に一度行っております。今、考えているのがこの5職種で、各50名ずつ、250人を4回やりますので、年間1,000人のアンケートをとっていただこうと考えているところでございます。

「ロ 民間事業者は、体験事業の利用者に対する満足度の調査を機構が定める方法(3(2)ホ)により実施するとともに、機構に対し、当該結果を報告し、回収した回答済みアンケート用紙を引き渡すこととする」となっております。

「ハ 民間事業者は、体験事業を実施するに当たり、体験実施中の事故防止等、利用者の安全については、十分配慮するとともに、事故等が発生した場合には、迅速に対応するとともに、速やかに機構あて報告しなければならない」。

「ニ 機構理事長は、民間事業者から報告を受けたイの実施結果について取りまとめの上、年に1回以上公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする」としております。

(2)、(3)、「10 個人情報等の管理」につきましては、アビリティガーデンと同じですので、省略させていただきます。

「11 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置等」でアビリティガーデンと違うのは「(1) 再委託」でございます。

民間事業者につきましては、それをすべて一括して再委託することはできません。しかし「ロ」で言っておりますけれども、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画書に再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行う合理性、必要性、履行能力、並びに報告徴収、その他運営管理の方法について記載をしていただければ、再委託につきまして禁止するものではないと考えております。

この理由につきましては、体験事業の一部に単純な業務の部分も入っていることから、あらかじめ企画書にその部分を書いていただくことにすることによりまして、機構の承認

を受けるということで、業務の一部委託を可能としているところでございます。

次の(2)～(10)まではアビリティガーデンと同じでございますので、省略させていただきます。

「(11) 民間業者への業務引継ぎ」でございます。

私のしごと館では、締結するときに、先ほど申しました「体験マニュアル」について民間事業者が業務の引継ぎを行うとしております。民間事業者につきましても、契約当初より適切に運営業務を実施できるよう、機構と協議して準備業務を行うとしております。

「12 損害賠償」につきましてもアビリティガーデンと同等でございますので、省略させていただきます。

「13 体験事業の実績評価」でございます。

「(1) 体験事業の実施状況に関する調査の時期」でございますが、機構は内閣総理大臣が行う評価の時期ということで、今、 になっておりますけれども、想定するのは22年6月でございます。それは、22年3月末日時点における状況について調査するというふうに考えております。

「(2) 調査の実施方法」でございますが、しごと館が直接実施した体験事業と民間事業者が実施した体験事業の評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行う。これにつきましては、しごと館が18年度に直接実施している5職種の体験事業と平成19年度民間事業者が実施する5職種の体験事業を比較するためでございます。

次の「(3) 調査項目」に出ておりますけれども「イ 体験職種の定員」。

「ロ 利用者数」。

「ハ 体験利用者数と体験時間数の乗(延べ体験人時間)」。

「ニ 体験利用者に対する体験終了後のアンケート集計結果」。

「ホ 体験実施経費」でございます。

ここにつきましては、評価が的確に実施されますよう、実施状況との調査を機構が行いまして、内閣総理大臣に提出するとしております。

また、この内閣総理大臣に提出するに当たりましては「市場化テスト」評価委員会の意見を聞くものとしております。

「14 その他実施に関し必要な事項」の「(1) 監督体制」でございます。

「ロ」の体験事業に係る監督ということで、本部ではキャリア形成課の私、キャリア形成課長を責任者といたしております。

最後に、アビリティガーデンも同じでございますけれども、この民間事業者につきましては、会計検査院が必要と認めるときにつきましては、資料・報告等の提出を求めたり質問を受けたりすることがあるということで示させていただいております。

私のしごと館の実施要項につきましては、簡単ではございますが、終了させていただきます。

榎谷主査 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見のある委員の方は自由に発言をいただきたいと思います。  
なお、時間は15時40分までということですのでよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

原専門委員、どうぞ。

原専門委員 何点かお尋ねします。

まず、私は見当たらなかったんですが、過去の五つの体験事業の実際に受けている人数のデータはどこかにありましたか。

長田課長 この資料の中にはございません。

原専門委員 わかりました。

それは民間にはオープンにされる予定ですか。

長田課長 求められればオープンにいたします。

原専門委員 この目標数値の設定、しかもインセンティブまで絡んでくる問題なんで、そこは重要な数値だと思いますので、恐らく根拠としては実績というのもおありだと思います。

2点目が、3年間という長い期間の委託になるので、多分軌道修正が必要になると思うんですけども、年度ごとの見直しとかはどんなふうにされるかとか、その辺はスケジュール的に明文化されているんでしょうか。

それから、このインセンティブというのが、いわゆる増員、要するに人数で支払われるという形になっていますんで、これに対する一定の自由度はどうか。私、現場も拝見したこともあるんですが、恐らくかなりきっちりコントロールされているんで、あの中で余り自由なことはできないと思うんです。どのぐらいまでエンパワーメントを認めていくのかということなんです。

最後に、やはりこれはかなりかっちり規定されているんで、イメージとしてどういう民間がこれを受けに来るか。例えば、前段のアビリティガーデンですと研修会社というのがイメージできるんですが、これはもう普通の派遣会社の仕事ではないかと思うぐらいかなり固定化されているんで、その辺をどんなイメージで考えていらっしゃるのか。その四つをお願いします。

川畑課長補佐 1番目の実績につきましては、入札説明会等で提示しようと思っております。

3年間の契約につきましては、その中で何か弾力的に考えるかということですが、やはり3年間ということで、しごと館としてもいろんな社会情勢の中で変わる要素がございますので、契約書の中に1年ごとに協議をしていくという条項を設けようと考えております。

長田課長 インセンティブの話で、自由度の話になると思うんですけども、先ほど申しました、受けた民間事業者につきましては、宇宙開発であれば304日という一つのものがございます。

ほかにも百七十何日という体験日数がございますけれども、そういうものにつきまして、

しごと館と調整の上、自分たちで集客なりができるものであるのであれば、当然それはしていただいて、開催日を増やす。

例えば、一遍に人気が出てきて、ここにはたくさんの方が来られる。その定員以上にスペースを別に少し設けまして、多人数体験ができるようにということも考えていきたいと思えます。

原専門委員 体験開催計画は規定ではなく、開催日を増やすことは可能なんですか。

長田課長 可能でございます。

ただ、今までのしごと館は2年先までの予約を入れておりますので、その部分をまずセットしてから、それ以外ということで、自分たちが集客をとることによってそれが増えてくるという場合につきましては、しごと館と協議のことになると思えます。

ただ、10名集客しましたから、ではこれでやりましょうとかという話にはすぐにはならないと思えます。それぞれ、この日に何十名といろんなパターンがあると思えますけれども、そういうのも考慮していきたいとは考えております。

マニュアルの関係でございますけれども、先ほどこちらに出ささせていただいたマニュアルは、今までしごと館が平成15年から自分たちで体験者といろいろやりとりをしながらも、こういうものを少しずつ蓄積してつくってきたものでございます。これにつきまして、例えば民間事業者の方が中身につきまして、こういうふうに取り替えたらいかがかとかいうことは幾らでもできるのではないかと思います。

なかなかこういうことが民間事業者なりがないということになれば、例えば博物館でいろんな来館者の方に説明をされているような内容のことをこのマニュアルの中に入れて込んでもらって、うまく説明ができるようにしていただければ、このマニュアルも変更することはできると思えます。

原専門委員 わかりました。

小林委員 3年間の契約ということで、インセンティブのある分頑張ろうと思うと考えられるかもしれないんですけども、年度ごとの事業者のパフォーマンスの評価によって、契約について考慮するということはどこかに書いていらっしゃいましたか。

先ほど、2年後まで予約をとっていらっしゃるというお話があったので、その辺も考えて3年となさっているのか。事業者のパフォーマンス評価をどうするのかということ。それが1点目です。

先ほどの御質問にも関連するんですけども、過去5年間に体験事業の実施に資する業務の実績を有しているというのが、やはり私もイメージがしにくくて、これはどういう点を評価するのかということ。です。

先ほどの「体験マニュアル」の件なんですけれども、5ページの「(1) 評価の方法」のところに「マニュアルが別添1『体験マニュアル』に沿ったものであるか」どうか。この「沿ったもの」の判断といいますか、評価はどうなさるのか。

長田課長 契約の期間を1年でやりますと、最近学校の修学旅行で来られる方たちは、

リピートというか、1年目に来られた方は2年目も大体来られる。生徒が変わるだけで、学校は同じように来られますので、そのときと大分違うとかというのはまたおかしくなりますので、一応3年間ということで契約をさせていただいております。

3年間というと、お客さんとやりとりをしていけば当然、満足を蓄えるための努力はしていくということで、1年で切り替えるよりは、やはり3年間というのが当然必要になってくるであろうということで3年間にさせていただいております。

類似施設の関係というか、5年間なぜということになりますけれども、ここにつきましては、我々の方も体験事業自体というのはどこか会社が別途やっているというところはございません。最近できているようなキッズニアにしても、あれは一つひとつのお店があるんであって、それを全体にとりまとめているというところはございません。

では、この体験事業に応札してくるところはどういうところがあるかと考えますと、先ほど申しました人材派遣のところもあるかもしれませんが、その人材派遣でも、登録されているのが美術館だとか博物館だとか学芸員の方だとか、来館者に対していろんなサービス、これはどういう理由でこういうところにあって、このものについての歴史はこうなっているという話ができる方で、我々のマニュアルに沿った形で、それに今までのいろんな自分の持っているものを付け加えながらしゃべっていただければよろしいんじゃないか。それがマニュアルに沿ったという形になるんじゃないかと考えております。

榎谷主査 よろしいですか。

小林委員 はい。

榎谷主査 あと、何かいかがでしょうか。

佐藤専門委員、どうぞ。

佐藤専門委員 先ほどのインセンティブの話のところに戻るんですけども、来館者が増えれば増えるほど多分恐らく人件費もかさむ。例えば案内の人とか対応する人件費などが増えるのかというイメージがある。

業務の対価の支払い方法なんですけれども、例えば業務の対価としては固定した金額を払ってしまうようなイメージの建付だとすると、逆に人をいっぱい呼んでしまうと、インセンティブはあるものの、それで変動費の部分がカバーできないということないのかもしれないですけども、それは具体の入札金額によることなんでしょう。

そういった意味で、このインセンティブというのは純粋に、まさに文字どおりボーナスとして全額利益になるものなのか。

ポイントは要するに裏を返すと、業務対価の支払い方法として、来館者数が増えたときの事業者の費用の年度の見方。例えば二分料金制にして、固定料金部分と来館者数に応じた人数比例料金部分を設けるとか、そういう工夫がないとこの報奨金というのは絵に描いた餅になってしまう。下手をすると、来てもらわなくたって固定費が入ってくるんだから、人件費がかかってしまわない分、来てもらわれない方がいい。こんな報奨金ははじめてみて、この数字だったら要らないという計算も民間事業者はしかねないんで、そこら辺のところ

の工夫が要るのかと思います。これは感想です。

業務対価の支払い方法について、もし現状でそういった決まっていることがあれば教えていただきたいという点が1点です。

その関係もあるんですが、6ページの除算方式で落札者を決定するというくだりの直後にただし書きがあって、低入札に関する記述があるんですが、現状は発注者側としては、予定価格の大体何割ぐらいを割るとこのただし書きが発動されるということをお考えなのか。その目安になる数字があれば教えていただきたいというのが2点目です。

10ページの「12 損害賠償」の話では、要するに来館された子どもさんが例えばけがをしたといったようなことを想定して、損害賠償のことも書いておられるのかと思うんです。埼玉県の市営プールで起きた死亡事故のような重大な事故は、この施設に関する限りは想定しなくても大丈夫なんでしょうかということ、もしそれであれば加点項目の中に、5ページの(イ)の「b 管理・組織体制」の辺りに、例えば第三者損害賠償責任保険の御提案でもいただくのか。発注する側の機構としてそれを義務づけるかどうかということがもし意識的に御検討されていたのであれば、それはそれで結構なんですが、その点も少し検討していただきたいという点が一つです。

以上です。

長田課長 インセンティブの固定費の話でございますけれども、先ほども申しましたとおり、2年先まで予約を入れているということで、人が来なくても当然お金を払うということではなくて、必ず開催日数のうち、その日に予約が入っているところに関しましては、当然、人気のあるところはたくさんお客様が来られますけれども、そこからあふれる方というか、一般の方も当然おられます。そういう方たちには、充足率の低いところについてはこういうのもございますよとって体験をしていただくとしております。ずっと人気の高いものを次の回数まで待つというよりは、そこで体験をしてもらって、面白みだとか職業に関する意識を深めてもらうために、固定という意識ではなくて、1日3回やるのが固定という形になると思いますけれども、定員が15名であれば15名、10名であれば10名でも同じ金額ではございますけれども、それが固定費ということで考えております。

プラス、インセンティブの話からしますと、それ以上に民間事業者が意欲があり、自分たちで集客を持ってこられるんだという意識があるのであれば、こういうインセンティブも用意させていただいておりますということでございます。

それから、次の低入札の話は60%でございます。

損害賠償の保険のことでお話ございましたけれども、しごと館自体でも体験者が事故に遭った場合のことを考えて保険に入っておりますし、新たに参入される民間事業所についても、そういう意識があたりであれば当然、入っていただいて結構だと思います。こちらから強制して入れるということは今のところは考えておりません。

川畑課長補佐 あと、リスク分担表の中でもそれは整理させていただいております。

榎谷主査 私、全然わからないので教えていただきたいんですが、今回5職種でお考え

になっていますね。応札側は、1事業主でこの五つ全部やらなければならないんですか。私は、この一つだけをやりたいということではいけないわけですね。全部受けますという形で来なければいけないんですか。

川畑課長補佐 はい。

長田課長 5職種ではなくて、切り分けというか、宇宙開発なら宇宙開発だけという話になりますと、民間事業者にとりましてメリットが少なくなってまいります。

また、職種を選択にいたしますと、その希望者がいない場合が出てくることも考えられるというのはございます。ある職種には希望者が殺到し、ある職種には民間で手を挙げて応札してくれるところがなくなるということも考えられます。

それから、必ずこの事業につきましては現場管理人という者を最低でも1名置かなければならないとしておりますので、1職種で1名の指導員、スタッフ、現場管理人を置くとすると、大分負担になってくるのではないかと思います。五つ全部をセットにして現場管理人、スタッフ、指導員という形のものにした方が、経費的にも1職種よりは手を挙げるところが出てくるのではないかと思います。

斉藤委員長代理 逆に、多分だめなんだろうと思いますけれども、五つではなくて、私八つやりますとね。自分で三つ何か仕事の面白いものを見つけてきたという人が応募したら、それはだめだよと、五つでやりなさいというふうになるんですか。

長田課長 三つ別途、別の職種を考えてということでございますけれども、それは、例えばしごと館の施設の中で5職種のものはある程度場所が限られております。それ以外というのは、ほかでもいろいろやっておりますので、体験事業に対しての新しいスペースを今どうぞというわけにはいきません。

樫谷主査 ありがとうございます。

ちょっと私の方から2、3質問したいと思います。

一つは、インセンティブの規定があって、これは非常にいいとは思いますが、入札予定価格というのはどのように決めるのかということ。

それから、22ページにコストの情報開示があるんですが、金額はまだわかりませんが、入札が決まったときに、削減するコストというのは一体幾らになるのか。そういうことを試算されたことがあるのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

長田課長 予定価格の決め方からすれば、過去3年間の部分も含めて人数的なものとは体験指導員、体験スタッフ、現場管理人の単価にそれぞれかけていったものになるのではないかと思います。

積算のものは我々の方で出しますけれども、我々が決められることではございませんので、機構の担当の方が決めるということになります。

樫谷主査 あと、削減できるコストは幾らですか。

これだけ見ますと、間接部門費はほとんどできないでしょうし、委託費は確かに減るんでしょうけれども、常勤職員も1名というよりか0.0何名の話ですからできない。そう

するとほとんど削減できなくて増えるだけではないかというようなイメージが一見あるんです。ですから、違うのかどうなのかということです。

長田課長 先ほど申しました入札予定価格、落札価格の差がございます。この差の半分までが報奨金として出しますので、残りの半分についてが削減ということになります。

樫谷主査 入札予定価格と契約価格はそうなんです、入札予定価格が、例えば22ページの、平均でもいいんですが、17年度の7,680万円としますね。ということは、そんなことあるかどうかわかりませんが、入札価格予定どおり契約されたと仮定しますね。そうすると、契約価格を支払うのが7,680万円です。

ところが、機構として削減できる経費というのは、委託費ぐらいではないかという気がするんです。ということは、かえってトータルコストが増えるんじゃないかという見方ができないことはないんです。例えば人件費がもっと減るとか、あるいは共通費の中のこの分が減るんですというのであれば理解できるんですけどもね。間接部門というのは全体の部門ですから、副館長をゼロにするわけにはいかないと思うんです。1割減らせといたってそれは難しい話だと思うので、そういう考え方をすれば、どの程度のコスト削減になるのか。

長田課長 ここに出ております数字、一番下が7,600万円で、我々の方からすれば、その上の4,300万円というのが予定価格の積算になると思いますけれども、これが積算の参考になるわけでございます。それよりも予定価格自体をどのぐらい下げるのがいいのかが今のところは見えてこないんですけども「市場化テスト」することによっての削減効果というものは、落札いたしました事業所の3年間の実績を見ながら、その次のときにこのぐらいでできるんだというものを我々の参考にしていくということになるんだと思います。いっぺんに来年からぐっと下がるということを考えているつもりはございません。

樫谷主査 わかりました。要するに4,300万円がその対象になると考えていいわけですね。そうすると、例えば常勤職員が年間21万5,000円ですね。ほとんど毎日ずっとイベントしているわけですね。一つでも欠けてはいけない項目の中に、現場管理の責任者を配置できると書いてあるんですが、多分、年間21万5,000円で働いていただける人はいないと思います。

そうすると、例えば官民競争ではないんですけども、官民競争したときに、必ず民間は負けますね。これはどういうふうに考えたらいいんでしょうかね。ハンディキャップを持たせるなということではなくてね。

川畑課長補佐 現場管理人は、この21万5,000円の中にはおりませんで、4,314万9,000円の中に配置されております。

樫谷主査 しかし「委託費等については、人材派遣職員」と書いてあるんですが、これは違うんですか。現場の人も人材派遣なんですかね。

川畑課長補佐 人材派遣と言っておりますが、謝金対応でやっておるものでございまして、現場管理者の中には、人件費の21万5,000円は入っていないという計算です。



榎谷主査 これは何なんですか。

川畑課長補佐 この21万5,000円は、一般の職員が7名おりまして、その職員があとの35職種もすべてやっている中の切り分けた21万5,000円でございます、広報をやったり、あるいは営業との予約の対応だとかといったことをやっております。

榎谷主査 事務局にちょっと聞きたいんですが、ガイドラインの中にフルコストを出すというようなことを議論したことがあるんですが、その依頼はしていないんですか。

といいますのは、私のしごと館に対する私のイメージでは、やたらに高いコストを使っているというイメージがあって、フルコストは一体どうなっているのかということについては、まだ指示はされていないわけですね。

事務局 ガイドラインは事前にお渡しして、それに沿ってやっていただいております。

ここの事業の場合は、実働のところを派遣職員でやっておられるということで、まず委託費のところが多くなっています。

間接部門のところはまだ私たちも中身の詳細を見ているところですが、項目的には、ここが埋まれば、一応これがフルコストということになるかと思うんです。

榎谷主査 フルコストというと、減価償却費とか、つまり施設がやたらに立派なものなんです。そこがフルコストの多分一番大きいところだと思うんです。ですから、そういう意識が私の中にありますが、フルコストというのはそういう意味ですか。

事務局 そこは、ガイドラインを議論させていただいたときにもお話があったと思いますが、入札に参加する事業者が償却費の部分まで負担するのか、それとも器として提供してもらってやるのかということとやり方を変えておまして、今回の場合は、受託者としては既存の建物に入るだけということですので、建物に関する減価償却費は特に計算には入ってこないという考え方になっております。

榎谷主査 フルコストという以上、全部入れるということだと思うんでね。

ただ、対象ではないというのは、下に「参考値」と書いてあるんで、ここで言えば、結局対象になるのはaの部分だけだということですね。

事務局 そうですね。

榎谷主査 私、その辺が理解できなかったんでね。

齊藤委員長代理 逆に言うと、これはほとんど委託費ですね。ですから、もう現実に委託なさっている。

少し気になるのは、今まで幾つかしごと館として一つずつやってこられたんだけど、一つまとめてこれを行っている会社はなかなかいないかもしれないわけです。そうすると、どういう人が4,336万4,000円を下げられるかということ、ほかで物すごい仕事をしている、ワン・オブ・ゼムとしてここに入ってくるというような人が競争力があると思うわけです。

私は五つ全部でなければいけないんですかと言ったのは、五つ全部やりながら、外でも五つ全部やっている人が世の中にはいつもいるとは限らないではないですか。これはたまたま、そちらの考えでこういう組合せになったわけですね。ですから、これを業としてい

る人というのは、なかなかバックでは市場にいない。

例えばデザイナーなどはたくさんいる。デザイナーとしてよそでいっぱい仕事をしているから、ここのデザインだったら私どもはこの程度でできますよという人は出てくると思うんです。そうすると、物すごく安いかもしれない。

だけれども、ほかの宇宙となると、これは相当限られた人しかやっていないのではないかと思うわけです。そうすると、本当に4,300万円がぐっと下がるという構造になるのか。だから私は、五つセットでなければいけないんですかと聞いたんです。

榎谷主査 おっしゃるとおりだと思います。これだと、人材派遣職員の競争入札にしか過ぎないんで、本当に実態としてどうなんだとね。私などは、しごと館全体を入札するというんならわかるんですけども、この人材派遣の職員も競争入札に過ぎないんじゃないかと思うんです。

斉藤委員長代理 少しやってみようかという方はいらっしゃるんですか。まだわからないということですか。

川畑課長補佐 ちょっとわからないんですけども、この5職種の切り出しがそんなに専門性の高い、例えば伝統工芸だとかといったものは除いておりますので、マニュアルに沿ったオペレーティングができるような人材であれば、何とか切り盛りできる会社が出てくるのではないかと期待しております。

榎谷主査 ほぼ時間になってしまったんですが、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、御意見、御質問のある委員もいらっしゃると思いますが、あとで御質問をお寄せいただきたいと思います。

事務局の方で、先ほどアビリティガーデンと併せてとりまとめを行っていただきたいという質問の方は、次回の審議で回答できるようにお願いしたいと思います。

次回の入札監理小委員会は、10月20日金曜日10時から開催し、キャリア交流プラザ、求人開拓事業、人材銀行の各実施要項の案について審議を行う予定です。

本日はありがとうございました。